

滝野6丁目自治会(杜の会)会則改定(案)の概要

1. 会員資格の拡大(第1条)

同一家屋に居住する全世帯を1会員としているが、世帯単位でも会員になることができる様に改定

2. 役員構成の変更(第6条)

役員を会長(1名)、副会長(4名)、会計(2名)、書記(2名)、行事担当(6名)として各班の代表者15名全員を役員としていたが、これを会長(1名)、副会長(2名)、会計(1名)、書記(1名)の5名へ削減。(10名は、班長として自治会の運営活動を担う)

3. 役員手当の変更及び諸手当の上限額の設定(第6条、第15条(新設))

(1) 役員等の手当の変更

役員等の手当は、業務量により決定することとし、その金額は規定により決定することに変更
(役員等の手当は、役員及び班長の業務規定(案)を参照)

(2) 役員等の手当総額を設定(限度額の設定)

(1)の変更に伴い、会則において役員等の諸手当(含む実費)の総額を自治会費総収入の20パーセント未満とすることを追記

4. アドバイザーの設置(第6条)

自治会活動を円滑に行うために必要がある場合、前年度の役員をアドバイザーとして役員会等へ招聘することができるように改定

5. 班長業務の免除(第9条)

同一家屋に居住する世帯全員が75歳以上または、やむを得ない理由があると見なされる会員については、近隣住民の了承及び班長の了解のもと、翌年度の班長業務を回避出来る規定を追記

6. 規程・要領等の制定(第5章(新設))

会則を補完し、自治会運営業務が円滑に遂行することを目的に、必要な規程・要領等を定めるための手続きを追記

以 上